

令和3年度 保育料(利用者負担額)表

保育料は 4 月～8 月分は令和 2 年度、9 月～3 月分は令和 3 年度の市民税額をもとに決定します。

1 号認定(教育標準時間認定)子どもの保育料表 幼稚園、認定こども園(教育部分)

階層	階層区分	保育料(月額)
1	生活保護世帯	0円 (無償)
2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	
3	市民税所得割課税額 77,101 円未満	
4	市民税所得割課税額 169,000 円未満	
5	市民税所得割課税額 211,200 円以下	
6	市民税所得割課税額 211,201 円以上	

●**預かり保育 月額 1 万 1,300 円まで無償**

※「**預かり保育**」の無償化の対象となるには、**「認定申請書」の提出が必要**です。

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な 3 歳児から 5 歳児(小学校就学前)までの子どもが対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。
(450 円×利用日数)

※満 3 歳になった日から満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象。(月額 1 万 6,300 円が上限)

2号・3号認定(保育認定)子どもの保育料表 保育所、認定こども園(保育所部分)

階層	階層区分	保育料(月額)			
		3歳以上(2号認定) ※平成 30 年 4 月 1 日以前に お生まれの子ども		3歳未満 (3号認定及び2号認定の一部) ※平成 30 年 4 月 2 日以降に お生まれの子ども	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	0円 (無償)		0円	0円
B	市民税非課税世帯			0円	0円
C	市民税所得割課税額 48,600円未満			18,000円 (8,500円)	17,800円 (8,400円)
D0	市民税所得割課税額 57,700円未満			22,000円 (9,000円)	21,800円 (9,000円)
D1	市民税所得割課税額 77,101円未満			22,000円 (9,000円)	21,800円 (9,000円)
D2	市民税所得割課税額 97,000円未満			25,000円	24,600円
D3	市民税所得割課税額 169,000円未満			35,000円	34,600円
D4	市民税所得割課税額 301,000円未満			40,000円	39,400円
D5	市民税所得割課税額 397,000円未満			40,000円	39,400円
D6	市民税所得割課税額 397,000円以上			50,000円	49,200円

注1)生計を一にしているきょうだいがいる場合、第 2 子以降の保育料は無料となります。
 注2)ひとり親世帯、在宅の障害児(者)がいる世帯等で、C～D1 階層に該当する場合は、()内の金額となります。
 注3)お子さんが年度途中に3歳(2号認定)となった場合でも、年度末までは3歳未満(3号認定)の保育料となります。
 注4)無償化の期間は、満3歳になった後の 4 月 1 日から小学校就学前の3年間です。
 【※3歳児(年少)クラスから5歳児(年長)クラスまで】

保育料算定上の市民税額について

保育料算定には、市民税額を用います。児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母(単身赴任等で別居中の父母も含む)の市民税額の合計を算定の基礎とします。
なお、父母がともに市が定める基準以下の収入の場合は、同居している家族で家計の主宰者(祖父または祖母)の市民税額も算定対象とします。

※ 保育料の算定の際は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、電子証明書等特別控除等の税額控除前の金額で算定を行います。

すこやか子育て支援事業の拡充について【令和元年10月～】

令和元年10月から始まる幼児教育・保育の無償化に合わせて、これまでの「所得制限(市民税所得割課税額 169,000円未満の世帯)」及び「年齢制限(小学生以下の児童)」を撤廃し、第2子以降の児童に係る保育料の完全無料化を実施します。

※ 市で対象となる児童を判定しますので、申請は原則不要ですが、市外に住所を有し養育している兄弟がいる場合は、申請が必要となります。

※ 保育園等に入所する児童の兄弟であっても、既に就労等により保護者が養育していない場合は、兄弟として数えません。

みなし寡婦(寡夫)制度について

婚姻歴のないひとり親世帯には、税法の定める「寡婦(夫)控除」が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて、子育てや福祉などのサービスの利用料等の算定等において、負担額に格差が生じる場合があります。

こうした状況を解消するため、婚姻歴のないひとり親世帯に対しても、対象者本人の申請により、税法上の寡婦(夫)控除を「みなし適用」して、保育料の算定を行います。

～保育所(園)に通わせている保護者の皆様へ～

保育料の納入は口座振替をご利用ください

口座振替は、原則として一度お申し込みいただければ、指定した金融機関やゆうちょ銀行(郵便局)の口座から口座振替日に引き落とされる便利な制度です。

保育料の納入は、便利な口座振替を是非ご利用ください。

なお、認定こども園に入所しているお子様の保育料は、直接園が保育料を徴収します。

◎口座振替のできる金融機関

(令和3年4月1日時点)

- ・十八親和銀行
- ・長崎銀行
- ・島原雲仙農業協同組合
- ・九州信用漁業協同組合連合会
- ・たちばな信用金庫
- ・九州労働金庫
- ・ゆうちょ銀行(郵便局)

◎口座振替のお申込み方法

こども課の窓口、または金融機関に「口座振替納付依頼書」が備え付けてありますので、必要事項を記入し、銀行届出印を押印のうえ、口座振替を行う金融機関へ提出してください。

なお、口座振替・自動払込は、申し込みをおこなった日の翌月以降の保育料から開始します。

保育料	口座振替日
9月	令和3年9月30日(木)
10月	令和3年11月1日(月)
11月	令和3年11月30日(月)
12月	令和3年12月27日(月)
1月	令和4年1月31日(月)
2月	令和4年2月28日(月)
3月	令和4年3月31日(木)

※口座振替日は毎月の月末です。(12月のみ27日)
ただし、その日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります

【問い合わせ先】

島原市役所 福祉保健部 こども課 島原市上の町 537 番地 電話 0957-62-8003